

## 奈良県人事委員会訓令第一号

奈良県人事委員会事務局

奈良県人事委員会事務局規程（昭和五十八年四月奈良県人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

別表第一第十四号中「承認」の下に「並びに特地勤務手当等の運用について（昭和四十六年三月三十一日付け奈人委第三百二十三号 各任命権者あて 奈良県人事委員会委員長通知）条例第八条関係第三項の規定による承認」を加える。